

平成12年度

食料・農業・農村の動向に関する年次報告

第1部 食料・農業・農村の動向（案）

（第2回食料・農業・農村政策審議会用参考資料）

平成13年3月

農林水産省

(巻頭特集)

農業基本法から食料・農業・農村基本法へ

(昭和35～44年【1960年代】)

昭和35～39年

一般	日米相互協力及び安全保障条約発効(35) 国民所得倍増計画(35) 第1次貿易自由化計画(35～39) E E C共通農業政策実施、キューバー危機(37)	テレビ受信契約台数1,000万を超える(37) 東海道新幹線開業、オリンピック東京大会開催(39) IMF 8条国へ移行・O E C Dに加盟(39) ベトナム戦争(39～48)
	農産物121品目輸入自由化(35) インスタントコーヒーのブーム(36) 大豆の輸入自由化(36) インスタントラーメン、2ドア冷蔵庫の登場(36)	J A S規格制定(37) 粗糖の輸入自由化(38)
	中型乗用トラクターの登場(35) 農業基本法制定(36) 愛知用水通水(36) 農業構造改善事業促進対策発足(37)	農地法及び農協法改正（農業法人制度）(37) 土地改良法改正（土地改良長期計画）(39) 国産コンバインの登場(39) 動力田植機の開発(39)
	集団就職ピーク（農村人口の流出）(35) 全国総合開発計画策定（拠点開発方式）(37)	出稼ぎ農民100万人を超える(39) 八郎潟干拓地に大潟村誕生(39)
食料・農業・農村の動き	(昭和35～44年：1960年代) 高度経済成長下の食料・農業・農村	
	我が国経済が戦後復興を遂げるなかで、農業生産は、昭和20年代後半には戦前の水準まで回復した。しかし、30年代以降のめざましい経済成長過程において、農業従事者と他産業従事者の所得格差が拡大し、一方、農業部門から他産業部門への労働力の移動や、農産物の消費の拡大と需要構造に変化が生じるなど、農業をめぐる環境条件は大きく変化した。また、我が国経済が開放経済体制へ移行するなかでの農業部門の対応も課題となつた。	
	このような状況を踏まえ、36年に農業の生産性の向上、農業従事者と他産業従事者との生活水準の均衡を目標とする農業基本法が制定された。	
	基本法においては、生産政策（農業生産の選択的拡大、農業の生産性向上等）、価格・流通	
	政策（農産物価格の安定及び農業所得の確保、農産物の流通合理化等）、構造政策（農業経営の規模拡大、農業経営の近代化、協業の助長等）を3本の柱とする農業政策の方向付けが行われ、この法律のもとで「農業生産の選択的拡大」、「自立経営の育成」等に向けた、各般の施策が展開された。	
	これらの政策のもとで、農業生産面では畜産、園芸の拡大が進み、農業就業者の減少とも相まって、35年から42年の間の農業就業人口1人当たり農業生産（労働生産性）は年率7.1%と大幅な生産性の向上を実現した。	
	他方、小麦・大豆・飼料穀物の輸入量の急増と国内生産の大幅減少、及びこれに伴う作付け延べ面積の減少が進んだ。また、稲作技術が向上する一方、37年には118kgであった米の年間1人当たり消費量は、44年には100kgを下回るなど減少が続くなかで、45年10月末には政府米在庫量は720万トンに達した。	

40～44年	
いざなぎ景気(40～45)	資本自由化の進展(42～44)
人口1億人を超える(41)	プラハ事件(43)
東名高速道全線開通(42)	消費者保護基本法制定(43)
公害対策基本法制定(42)	日本、G.N.P.世界第2位(43)
電子レンジの登場(41)	レトルト食品、冷凍米飯の登場(43)
ケネディ・ラウンド(38～42) 決着	
米の生産量ピーク(1,445万トン)(42)	
全国初のカントリーエレベーター設置(40)	ウイルスフリー苗の普及(42～)
農業就業者1,000万人を割る(40)	自脱型コンバインの登場(42) (マット苗式)田植機の普及(43)
この時期に価格安定等に係る法制度の整備(※)	新規開田の抑制、稻作転換対策の実施、自主流通米制度の発足(44)
山村振興法制定(40)	都市計画法制定(43)
	新全国総合開発計画策定(大規模プロジェクト方式)(44)
	農業振興地域整備法制定(44)

注：法律名等で省略可能なものは、略称を使用。

農家については、兼業化の進展により45年には第2種兼業農家が50%を占めるに至った。また、都市的土地区画整理事業の拡大に伴う農地価格の上昇等により、土地利用型農業の規模拡大は進まなかった。

農村においては、情報伝達、交通手段の発達により生活上の利便性は急速に改善され、農家の消費水準も高まったが、混住化や無秩序な農地転用の進行等が土地のスプロール化を招き、こうしたなかで農業振興地域整備法等が施行された。

※大豆なたね交付金暫定措置法(36)
加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(40)
野菜生産出荷安定法(41)
畜産物の価格安定等に関する法律(36)
砂糖の価格安定等に関する法律(40)

	[35年度]	[45年度]
食料自給率(%)	79	→ 60 (▲19ポイント)
供給熱量(kcal/1人・日)	2,291	→ 2,529 (+10.4%)
農家戸数(千戸)	6,057	→ 5,342 (▲11.8%)
農業就業人口(万人)	1,454	→ 1,035 (▲28.8%)
耕地面積(千ha)	6,071	→ 5,796 (▲4.5%)
経営耕地面積(ha/戸)	0.99	→ 1.09 (+10.1%)
農家総所得(千円)	449	→ 1,592 (+259.4%)
農業生産指数(7年=100)	75.5	→ 94.9 (+25.7%)
農業労働生産性(7年=100)	18.0	→ 38.2 (+112.2%)
農業労働時間(時間)	3,971	→ 2,661 (▲33.0%)
食料品消費者物価指数(7年=100)	17.7	→ 33.5 (+89.3%)
農産物価格指数(7年=100)	22.5	→ 43.9 (+95.1%)

注1：食料自給率は供給熱量ベースのものである。
注2：農業生産指数、農業労働生産性、農業労働時間は曆年である。

(昭和45～54年【1970年代】)

	昭和45～49年	
一般	日本万国博覧会開催(45) 国鉄「ディスカバージャパン」キャンペーン開始(45～) ニクソンショック、変動相場制へ移行(46) 日本列島改造論、地価高騰(47)	沖縄本土復帰(47) 第一次石油危機、狂乱物価(48) 国民生活二法制定(48) 戦後初の実質マイナス成長(49)
食料・農業・農村の動き	ファースト・フード、ファミリー・レストラン 異常気象による世界的な穀物不作(47) (45)、カップめんの登場(46) 卸売市場法制定(46) 「総合農政の推進について」閣議決定(45) 農地法改正（農地取得上限面積撤廃等）(45) 農業者年金基金法制定(45) 第1次過剰米処理(45)、米の生産調整の本格的開始(46) 過疎地域対策緊急措置法制定(45) 農村地域工業等導入促進法制定(46)	米国産大豆の輸出規制(48) コンビニエンス・ストアの登場(49) (低温流通技術の普及) 乳用牛の凍結精液による人工授精の普及率90%を超える(47) (真空予冷技術の普及) 国土利用計画法制定(49) 生産緑地法制定(49)

(昭和45～54年：1970年代)
安定成長への移行と食料・農業・農村

驚異的な成長を遂げた我が国経済は、昭和46年のドルショック、48年の石油ショックを境に国内経済のインフレ（狂乱物価）とそれに続く不況等厳しい局面を経験し、安定成長へと移行した。一方、日本列島改造論に端を発した都市化、工業化の波は全国をおおい、土地利用の混乱と地価高騰、公害の発生等環境問題の深刻化、農村の過疎化と都市の過密等をもたらした。

このような状況のもと、国内の食料消費の伸びも鈍化したものの、食生活の高度化、多様化が進み、これに対応して食品の加工・流通を担う食品産業は大きく成長した。

また、農産物輸入も増加を続け、我が国は世界最大の農産物純輸入国となった。47年のソ連、東欧の穀物生産の不作に始まる国際農産物需給のひっ迫は、48年の米国産大豆の禁輸措置

につながり、我が国国民の食料供給に対する関心が高まる一つの契機となった。狂乱物価の影響が多くの物資に及ぶなかで、食糧管理制度等価格制度のもとにある米、麦等については比較的落ち着いた動きを維持し、国民生活の安定に大きく寄与した。

一方、農業生産面においては、米、みかん、生乳等農産物需給の緩和、貿易自由化、列島改造ブームのもとでの地価、生産資材価格高騰等による生産環境の悪化により停滞傾向を強め、農業の非農業に対する比較生産性は42年度をピーク（39.1%）に46年度までに10ポイント低下した。こうしたなかで、我が国の農業構造の改善に向けて諸制度の整備が進められ、また、米、みかん等の生産調整が開始された。

農家の状況をみると、在宅の雇用兼業が一般化し、農家と非農家の生活水準の均衡は、平均的にみれば40年代後半には達成された。兼業農家の多くは經營を稻作に単純化し、土地を資産的に保有する傾向を強めた。一方、専業的な経

50～54年

ロッキード事件(51)

円高旋風（戦後最大の不況）(52)

第二次石油危機(54)

米飯学校給食の開始(51)

消費者家計におけるエンゲル係数が30%を切る(54)

持帰り弁当チェーンの登場(51)

東京ラウンド(48～54) 決着

200海里漁業水域の設定(52)

農用地利用増進事業創設(50)

第二次過剰米処理－水田利用再編対策(53～62)

第三次全国総合開発計画策定（定住構想）(52)

一村一品運動の提唱(54)

嘗て養豚・養鶏や施設園芸といった土地に依存しない資本集約的な部門での発展を図る方向に向かった。

地方圏から大都市圏への人口移動は、勢いを弱めつつも継続した。しかしながら、49年以降の経済基調の変化とともに、成長よりゆとりや生きがいを求める方向に国民の価値観が移り、地方への定住の動きもみられるようになった。

	[45年度]	[55年度]
食料自給率 (%)	60 → 53 (▲ 7ポイント)	
供給熱量 (kcal/1人・日)	2,529 → 2,562 (- 1.3%)	
農家戸数 (千戸)	5,342 → 4,661 (▲12.7%)	
農業就業人口 (万人)	1,035 → 697 (▲32.6%)	
耕地面積 (千ha)	5,796 → 5,461 (▲ 5.8%)	
経営耕地面積 (ha/戸)	1.09 → 1.18 (+ 8.3%)	
農家総所得 (千円)	1,592 → 5,594 (+ 251.4%)	
農業生産指数 (7年=100)	94.9 → 99.0 (+ 4.3%)	
農業労働生産性 (7年=100)	38.2 → 64.0 (+ 67.5%)	
農業労働時間 (時間)	2,661 → 1,949 (▲26.8%)	
食料品消費者物価指数 (7年=100)	33.5 → 78.6 (+ 134.3%)	
農産物価格指数 (7年=100)	43.9 → 97.3 (+ 121.6%)	

(昭和55～平成元年【1980年代】)

	昭和55～59年
一般	世界一の長寿国へ(55) 米国、対ソ連穀物禁輸(55) 東北・上越新幹線開業(57) 臨調第3次答申(57) 金融機関等第二土曜日休日スタート(58)
食料・農業・農村の動き	農政審議会「80年代の農政の基本方向」—「日本型食生活」、「食料安全保障」の提起(55) 食糧管理法改正(配給制度の停止等)(56) 日米農産物交渉決着(牛肉、かんきつ)(59) (POSシステムの導入) 農用地利用増進法制定(55) 他用途利用米制度の導入(56) 牛の凍結受精卵の移植による国内第一号子牛誕生(56) 酪農1戸当たり成牛飼養頭数ECを超える(56) 自脱型コンバイン普及台数100万台を超える
	過疎地域振興特別措置法制定(55) 農住組合法制定(55) 郵便局におけるふるさと小包の取扱開始(58)

(昭和55～平成元年：1980年代)
国際化の進展と食料・農業・農村

2度にわたる石油危機を克服した我が国経済は、好調な対外輸出等に支えられて景気拡大基調に入った。昭和60年9月のプラザ合意以降は、多額の貿易黒字をかかえる我が国に対する国際協調型の経済構造への転換と一層の市場開放への要請が強まるとともに、国際的な通貨調整が実施され、大幅な円高が進行した。

国民の食生活をみると、所得向上、生活様式の変化及び価値観の多様化等を背景に食の多様化が一層進み、全体的には食料消費の伸びは緩やかなものとなり、栄養的には総体として飽和に近い状態となった。こうしたなかで我が国の風土に根ざし、バランスのとれた日本型食生活が形成されつつあることから、その維持・定着が課題とされた。

また、農業においては、大幅な円高に加え農産物の国際需給も緩和したことから、農産物の

内外価格差が拡大し、その縮小に向けた生産性向上のための取組みが強化されるとともに、卸売物価等の低下傾向のなかで、需給緩和基調が続く米、小麦、加工原料乳等の行政価格の引下げが行われた。また、牛肉、かんきつのほか、いわゆる12品目の輸入自由化等が決定された。

農家の動きをみると、農業従事者の減少と高齢化が進むなかで、新規就農者の減少や高齢専業農家の増加が顕著となり、担い手の育成・確保が重要課題となった。担い手への農地の利用集積を促進する農用地利用増進法が55年に制定され、貸借を中心とする規模拡大が徐々に進展したもの、急速な担い手の育成には及ばなかった。

大都市への人口の集中が、さらに進み、他方中山間地域等の条件不利地域では過疎化が進行し、耕作放棄地の増加や活力の低下がみられるなど、地域社会の維持が困難となる地域もみられるようになった。また、農村で農業が行われることにより、国土の保全や水源のかん養、自

昭和60～平成元年	
プラザ合意(60)	国鉄分割民営化(61)
男女雇用機会均等法制定(60)	青函トンネル開業、瀬戸大橋開通(63)
電々公社、日本専売公社民営化(60)	土地基本法制定(元)
前川レポート公表(61)	消費税スタート(元)
 日米農産物交渉(57～63) 決着(牛肉、オレンジ自由化、12品目)	
バーコードの普及、宅配ピザの登場(61)	供給熱量自給率5割を切る(元)
ＲＭAが日本の米輸入制限撤廃をＵＳＴＲに提訴(61)	
 牛の体外受精卵の移植技術による国内第一号子牛の誕生(60)	
農政審議会「21世紀に向けての農政の基本方向」を答申(61)	
特別栽培米制度の導入(62)	(汎用コンバイン、高速田植機の普及)
政府米買入価格、31年ぶりの引下げ(62)	(大区画ほ場整備の推進)
全国新規就農ガイドセンター設置(62)	
 農林水産分野等における組換え体の利用のための指針策定(元)	
第四次全国総合開発計画策定(交流ネットワーク構想)(62)	
総合保養地域整備法制定(62)	
多極分散型国土形成促進法制定(63)	

然環境の保全等の多面的機能に注目する動きもみられるようになった。一村一品運動に代表される農産物の高付加価値化と地場消費の開拓の取組みやふるさと小包にみられる地域からの都市に向けた発信の取組みも活発化してきた。

	[55年度]	[2年度]
食料自給率(%)	53 → 48 (▲5ポイント)	
供給熱量(kcal/1人・日)	2,562 → 2,639 (+3.0%)	
農家戸数(千戸)	4,661 → 3,835 (▲17.7%)	
農業就業人口(万人)	697 → 565 (▲18.9%)	
耕地面積(千ha)	5,461 → 5,243 (▲4.0%)	
経営耕地面積(ha/戸)	1.18 → 1.33 (+12.7%)	
農家総所得(千円)	5,594 → 8,399 (+50.1%)	
 農業生産指数(7年=100) 99.0 → 104.8 (+5.9%)		
農業労働生産性(7年=100) 64.0 → 86.8 (+35.6%)		
農業労働時間(時間) 1,949 → 1,779 (▲8.7%)		
 食料品消費者物価指数(7年=100) 78.6 → 95.6 (+21.6%)		
農産物価格指数(7年=100) 97.3 → 103.1 (+6.0%)		

(平成2～12年【1990年代】)

	平成2～6年	
一般	公共投資基本計画策定(2) 東西ドイツ統一(2) バブル経済崩壊(3) ソ連崩壊(3)	湾岸戦争(3) 地球環境サミット(4) 環境基本法制定(5) 製造物責任法制定(6)
食料・農業・農村の動き	加工食品の期限表示制度導入(2) 有機農産物の表示ガイドライン(4) ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉(61～5)決着 自主流通米価格形成機構における米の入札取引開始(2) イネゲノムプロジェクトの開始(3) 「新しい食料・農業・農村政策の方向」決定(4) 市民農園整備促進法制定(2) 過疎地域活性化特別措置法制定(2) 農業の有する多面的機能の評価の試み開始(3) グリーン・ツーリズムの提唱(4)	米の緊急輸入(6) 農業経営基盤強化促進法改正(5) 冷害による戦後最悪の米不作(5) ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策(6～14)実施 特定農山村法制定(5)

(平成2～12年：1990～2000年)

新たな国際規律下での食料・農業・農村政策の展開

平成に入ると、国際的には、東西ドイツの統一、ソ連の崩壊等による冷戦体制の終結等政治経済体制の枠組みに大きな変動が生じた。また、国内では平成3年のバブル経済崩壊以降、我が国経済社会は長い低迷期に入っている。さらに、情報通信技術や交通手段の飛躍的な発達により経済社会のボーダレス化が急速な勢いで進んでいる。こうしたなかで、7年には新たな世界の貿易ルールとして、包括関税化の実施、農業保護の削減、輸出補助金の削減を進めるWTO農業合意が実施に移された。

欧米先進国へのキャッチアップ過程を終えた我が国は、自らの手で経済社会のあり方を模索していくかなければならない段階に入り、従来の効率性一辺倒の考え方による様々な歪みへの反省と、調和と共に、健康やくらしの心地よさ・

美しさを優先する価値観への転換など、国民の意識、価値観や生活様式等の全般にわたる変化の兆しも生まれている。このようななか、4年に公表された「新しい食料・農業・農村政策の方向」においては、食料のもつ意味や農業・農村の役割の明確化、地球環境問題への配慮などが提起され、効率的・安定的な経営体が生産の大宗を担う力強い農業構造の実現、自主性と創意工夫を活かした地域づくりなど今後の農政の展開方向が示された。

国民の食生活においては、量的・質的な充足のもとでの健康や安全性等への関心の高まりに対応して、表示・規格制度の充実等が進展した。また、循環型社会の実現に向けた取組みも順次実施に移されている。

農業分野においては、経営感覚に優れた効率的・安定的経営体の育成をねらいとする構造政策の強化や価格政策の見直し等が進められた。職業としての農業を見直す動きもあり、新規就農青年者数も順次回復傾向にあり、10年には年

平成7~12年		
地方分権推進法制定(7)	財政構造改革法制定(9)	男女共同参画社会基本法制定(11)
阪神・淡路大震災(7)	中央省庁等改革基本法制定(10)	東海村ウラン加工施設事故(11)
住専処理法制定(8)	金融・証券不安(10)	ダイオキシン類対策特別措置法制定(11)
地球温暖化防止京都会議開催(9)		循環型社会形成推進基本法制定(12)
WTO発足(7)	HACCP手法支援法制定(10)	
容器包装リサイクル法制定(7)	JAS法改正(生鮮食料品原産地表示の義務化等)(11)	
世界食料サミット(8)	加工乳等による大規模食中毒事故(12)	
病原性大腸菌O157による集団食中毒発生(8)	食品リサイクル法制定(12)	
遺伝子組換え食品の安全性評価指針策定(8)	食生活指針策定(12)	
食糧法制定(7)	外資系大型小売業の進出(12)	
青年就農促進法制定(7)	世界初の成体由来の体細胞クローン牛作出成功(10)	
英国において狂牛病が社会問題化(8)	新規就農青年一万人台に回復(10)	
認定農業者数10万人を超える(9)	家畜排せつ物法、持続農業法制定(11)	
米の生産調整面積90万haを超える(10)	食料・農業・農村基本計画策定(12)	
農山漁村滞在型余暇活動促進法制定(7)	92年ぶりの口蹄疫発生(12)	
「21世紀の国土のグランドデザイン」策定(多軸型国土構造)(10)	加工原料乳生産者補助金等暫定措置法等価格安定関係法の見直し(12)	
	中山間地域等直接支払制度導入(12)	食料・農業・農村基本法制定(II)
	過疎地域自立促進特別措置法制定(12)	

間で1万人を超えた。さらに、バイオテクノロジー等の研究成果や情報通信技術の導入により、次世紀の農業生産、経営の飛躍的な変化も期待される。

農村においては、中山間地域等の過疎化や高齢化は引き続き進行しているが、他方、グリーン・ツーリズムをはじめとする都市と農村の交流活動等が活発化しつつある。また、新しい全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」においては農山漁村等を「21世紀の新たな生活様式を可能とする国土のフロンティア」とし、「多自然居住地域」を創造することが提言された。

	[2年度]	[11年度]
食料自給率(%)	48 → 40 (▲ 8ポイント)	
供給熱量(kcal/1人・日)	2,639 → 2,619 (▲ 0.8%)	
農家戸数(千戸)	3,835 → 3,120 (▲18.6%)	
農業就業人口(万人)	482 → 389 (▲19.3%)	
耕地面積(千ha)	5,243 → 4,830 (▲ 7.9%)	
経営耕地面積(ha/戸)	1.33 → 1.77 (+ 33.1%)	
農家総所得(千円)	8,399 → 8,459 (+ 0.7%)	
農業生産指数(7年=100)	104.8 → 94.0 (▲10.3%)	
農業労働生産性(7年=100)	86.8 → 103.7 (+ 19.5%)	
農業労働時間(時間)	1,779 → 1,816 (+ 2.1%)	
食料品消費者物価指数(7年=100)	95.6 → 102.1 (+ 6.8%)	
農産物価格指数(7年=100)	103.1 → 100.1 (▲ 2.9%)	

注1：農家戸数、耕地面積は平成12年度の値である。
注2：農業就業人口は販売農家の値である。

(21世紀における食料・農業・農村政策の基本方向)

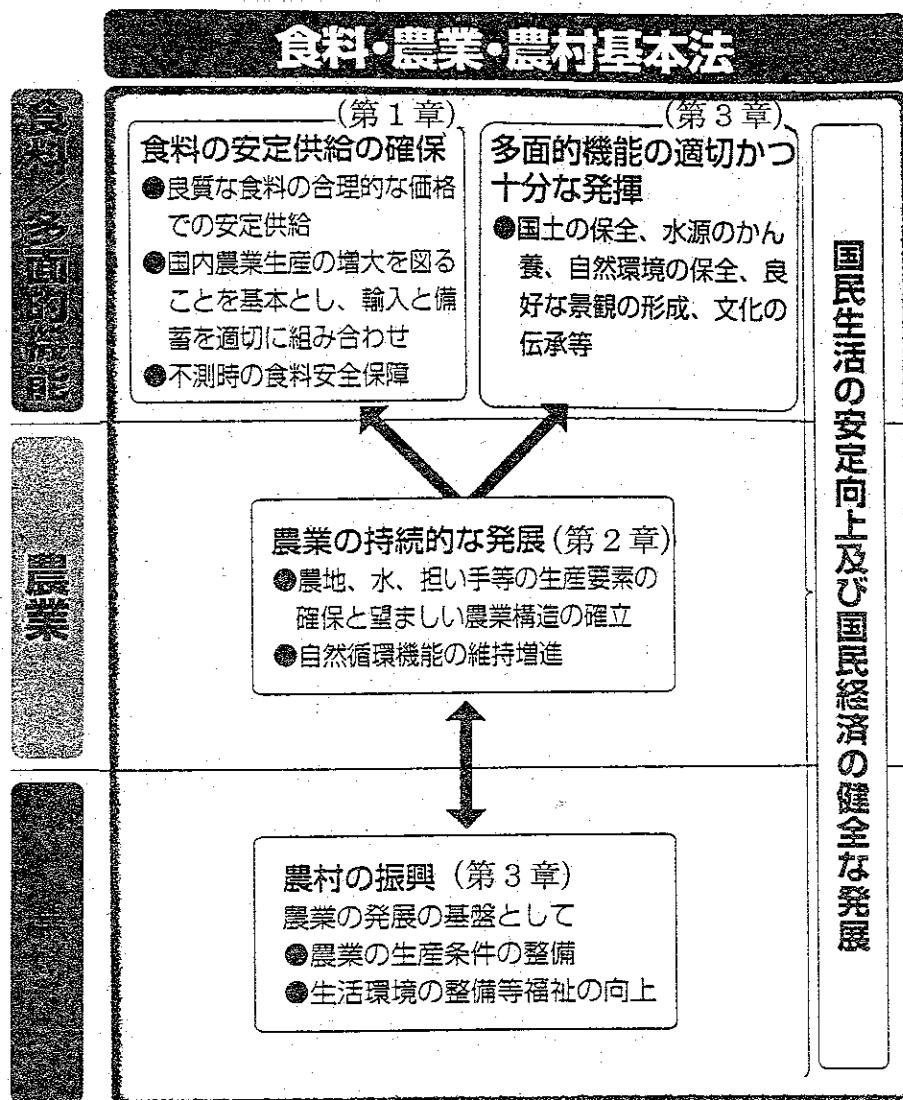
これまでみてきたように、農業基本法の制定以来約40年が経過し、我が国の食料・農業・農村をめぐる状況は、我が国経済社会の発展、国際化の著しい進展等により大きく変化してきた。国民の食生活が大きく変化する一方で、担い手の減少、高齢化の進行、耕作放棄地の増加等の問題が生じた。こうした食生活及び農業生産両面の変化を反映して、供給熱量総合食料自給率は、昭和40年度の73%から平成11年度には40%まで大きく低下した。他方、近年、安全・良質な食料の安定的供給や、国土や環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の農業の有する多面的な機能及びその基盤となる農村の役割に対して、国民の期待が高まってきた。

このような期待にこたえ、農業基本法に基づく農政を国民全体の視点から見直し、国民の理解と支持のもと、農業基本法の理念を超えた新たな政策体系を再構築することとし、平成11年7月に食料・農業・農村基本法が制定された。

食料・農業・農村基本法は、20世紀における農業基本法のもとでの我が国の経験と、21世紀に向かう新たな社会、経済、文化等の世界の潮流を踏まえて、食料・農業・農村政策の基本方向を示した「21世紀へのメッセージ」である。

本報告においては、新世紀の初頭に当たり、この実現に向けた国民参加の取組みの重要性を強く呼びかけるものである。

食料・農業・農村基本法



ポイント

- 基本計画の策定～食料自給率の目標設定（第1章第2節参照）
 - ・ 基本理念や基本的施策を具体化するものとして策定（策定後、国会報告）。5年ごとの施策に関する評価を踏まえ、所要の見直し
 - ・ 食料自給率の目標につき、その向上を図ることを旨とし、国内農業生産及び食料消費に関する指針として、農業者その他の関係者の取組課題を明確化した上で設定
- 消費者重視の食料政策の展開（第1章第1節、第3節参照）
 - ・ 食料の安全性の確保・品質の改善、食品の表示の適正化
 - ・ 健全な食生活に関する指針の策定、食料消費に関する知識普及・情報提供
 - ・ 食品産業の健全な発展
- 望ましい農業構造の確立と経営施策の展開（第2章第1～4節参照）
 - ・ 効率的・安定的経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立
 - ・ 専業的農業者等の創意工夫を生かした経営発展のための条件整備。家族農業経営の活性化、農業経営の法人化の推進
- 市場評価を適切に反映した価格形成と経営安定対策（第2章第1節参照）
- 自然循環機能の維持増進（第2章第5節参照）
 - ・ 農薬・肥料の適正使用、地力の増進等により環境と調和した農業生産を展開
- 中山間地域等の生産条件の不利補正（第3章第2節参照）
 - ・ 適切な農業生産活動が維持されるための支援（直接支払）

注：() 内は各事項に関する「第1部 食料・農業・農村の動向」

本文の記述箇所である。

目 次

基本統計用語	
はじめに	2
第1部 食料・農業・農村の動向 の主な内容.....	4
第Ⅰ章 食料の安定供給確保	10
第1節 我が国の食料消費・食生活	10
(1) 食料消費の現状	10
(2) 我が国の食生活がかかえる課題	24
(3) 食生活指針の推進	34
第2節 食料自給率と食料安全保障	41
(1) 食料自給率	41
(2) 食料安全保障	50
第3節 食料の安定供給を支える食品産業と安全・良質な食料の供給	54
(1) 食品産業	54
(2) 食品の安全性の確保と表示・規格制度の充実	67
第4節 世界の食料需給と農業政策の動向等	74
(1) 世界の穀物需給と農産物貿易の動向	74
(2) 我が国の農産物貿易の動向	80
(3) 食料品の内外価格差	83
(4) 最近の諸外国の農政の動き	87
(5) 国際協力	92
第5節 WTOをめぐる動き	96
(1) WTO農業交渉の位置付け	96
(2) 我が国の交渉提案とWTO農業交渉の今後の課題	99
地方公共団体における先駆的な取組事例	106
第Ⅱ章 農業の持続的な発展	114
第1節 担い手の育成確保と農業経営	114
(1) 農家、農業労働力の動向	114
(2) 多様な担い手の動向	132

(3) 農業経営を支援する経営安定対策等の展開	161
(4) 農業協同組合の動向	175
第2節 農地等の確保と有効利用	178
第3節 農業分野における情報化及び技術開発・普及の推進	192
(1) 農業分野における情報通信技術の活用の展望と課題	192
(2) 我が国農業の発展に資する技術の開発・普及	199
第4節 農産物需給の動向	208
(1) 最近の農業生産の動向	208
(2) 水田を中心とした土地利用型農業等の活性化	214
第5節 農業の自然循環機能の維持増進	261
(1) 農業生産に由来する廃棄物の循環利用システムの構築	261
(2) 農業の自然循環機能を活用した生産方式の定着・普及	269
第III章 農村の振興と農業の有する多面的機能の発揮	274
第1節 農村の現状	274
(1) 農村社会の現状と課題	274
(2) 農村の有する魅力	281
第2節 農業の有する多面的機能と中山間地域	286
(1) 農業の有する多面的機能の発揮	286
(2) 中山間地域の農業生産条件と中山間地域等直接支払制度の実施	294
第3節 農村の総合的な振興	304
(1) 農村の地域特性とニーズに応じた適切な整備の推進	304
(2) 農村の活性化に向けた取組み	311
(3) 農村の高度情報化がもたらす多様な可能性	320
第4節 都市と農村との交流等の促進	329
(1) 都市と農村との交流の促進	329
(2) 期待される子ども達の農業体験・農業体験学習	340
(3) 都市農業の果たす役割	346
むすび	350
用語の解説	356

基 本 統 計 用 語

農家等分類関係

用語	定義
農家	経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯（1990年以降の定義）
販売農家	経営耕地面積30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家
主業農家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家
準主業農家	農外所得が主（農家所得の50%以上が農外所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家
副業的農家	65歳未満の農業従事60日以上の者がいない農家
専業農家	世帯員のなかに兼業従事者が1人もいない農家
第1種兼業農家	世帯員のなかに兼業従事者が1人以上おり、かつ農業所得の方が兼業所得よりも多い農家
第2種兼業農家	世帯員のなかに兼業従事者が1人以上おり、かつ兼業所得の方が農業所得よりも多い農家
自給的農家	経営耕地面積30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家
農家以外の農業事業体	経営耕地面積が10a以上または農産物販売金額が年間15万円以上の農業を営む世帯（農家）以外の事業体

農業労働力関係

用語	定義
(農家)世帯員	原則として住居と生計を共にする者
農業従事者	15歳以上の世帯員で年間1日以上農業に従事した者
農業就業人口	自営農業のみに従事した者または自営農業以外の仕事に従事していても年間労働日数でみて自営農業の方が多い者

基幹的農業従事者	農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事（農業）」である者
----------	---

農業地域類型区分

用語	定義
農業地域類型区分	地域農業の特性を明らかにするため、地域農業の構造を規定する基盤的な条件（耕地や林野面積の割合、農地の傾斜度等）に基づき市町村を区分したもの
区分	基準指標（下記のいずれかに該当するもの）
都市的地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 可住地に占めるDID面積が5%以上で、人口密度500人以上またはDID人口2万人以上の市町村 ○ 可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の市町村 ただし、林野率80%以上のものは除く
平地農業地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耕地率20%以上かつ林野率50%未満の市町村 ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑との合計面積の割合が90%以上のものを除く ○ 耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の市町村
中間農業地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耕地率が20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の市町村 ○ 耕地率が20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の市町村
山間農業地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 林野率80%以上かつ耕地率10%未満の市町村

注：1) 決定順位：都市的地域→山間農業地域→平地農業地域・中間農業地域

2) DID（人口集中地区）とは、人口密度4,000人／km²以上の国勢調査地区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地区をいう。

3) 傾斜は1筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。

※1 「中山間地域」とは、農業地域類型区分の「中間農業地域」と「山間農業地域」を合わせた地域である。

※2 本文中、（注）を付した用語については、巻末「用語の解説」を参照。